第十号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二条・第五条関係）

［様式　略］

第十号様式（その２）（用紙日本工業規格Ａ４）

［様式　略］

第10号様式記載要領

１　この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式、第６号の２様式又は第６号の３様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３～９　略］

第二十号様式（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙四十六　挿入］

第二十号様式（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙四十八　挿入］

第20号様式記載要領

［１～８　略］

９　市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第20号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

［10　略］

11　「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉒」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉒」の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数㉓」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

12　「⑲のうち見込納付額⑳」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（同法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［13～17　略］

第十号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二条・第五条関係）

［様式　同上］

第十号様式（その２）（用紙日本工業規格Ａ４）

［様式　同上］

第10号様式記載要領

１　この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号の２様式又は第７号様式（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式、第６号の２様式又は第７号様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

［３～９　同左］

第二十号様式（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙四十五　挿入］

第二十号様式（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙四十七　挿入］

第20号様式記載要領

［１～８　同左］

９　市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑨」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑩」の欄に第20号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

［10　同左］

11　「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉑」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉑」の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数㉒」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

12　「⑱のうち見込納付額⑲」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（同法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［13～17　同左］